

TOKOニュースレター

Vol. 148/2023年4月号 発行日:2023年4月26日

既に3月13日からはマスクの着用は個人の判断とされていますが、読者の方々はどのようにされてますか。電車内では、まだ半分強の方々がマスクされているように思います。私は外で移動するときなど外していますが、電車内など人が密集する場所ではまだ着用しています。こらから夏に向けて気温が上昇するにつれて、いよいよマスクしない人の方が多くなっていくのでしょうか。そのような中で、某新聞社の調査によると、来期の採用を増やすが42%と前期比6ポイント増とのこと。コロナ禍で停滞していた経済活動が再開され、脱コロナが鮮明になりつつあります。日本経済がどんどん活性化するといいですね。

- . 最新情報(2023年3月1日~2023年3月31日)
- 1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係(会計制度委員会)

特になし

3. 学校法人会計(学校法人委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年	研究	「学校法人委員会	日本公認会計士協会(学校法人委員会)は、2023年3月16	-
3月23日	報告	研究報告第 23 号	日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研	
		「監査基準委員会	究報告第 23 号「監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環	
		報告書315「企業	境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法	
		及び企業環境の理	人監査に適用する場合の留意点に関するQ&A」を改正し、公表	
		解を通じた重要な	いたしましたので、お知らせします。	
		虚偽表示リスクの		
		識別と評価」を学		

校法人監査に適用	
する場合の留意点	
に関するQ&A」	
の改正について」	
の公表について	

- 4. 非営利・公会計(非営利法人委員会、公会計委員会) 特になし。
- IT 関係(テクノロジー委員会) 特になし。

6. その他(会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年	意見	IASB 公開草案「中	2022 年9月8日に国際会計基準審議会(International	-
3月10日		小企業向け国際財	Accounting Standards Board: IASB) から、公開草案「中	
		務報告基準第3	小企業向け国際財務報告基準第3版」が公表され、意見が求めら	
		版」に対する意見	れました。	
		について	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に	
			対するコメントを取りまとめ、2023 年2月 16 日付けで提出い	
			たしましたのでお知らせいたします。	
2023年	実 務	「公会計委員会実	日本公認会計士協会 (公会計委員会) は、2023 年3月 16日	2022年4月1
3月20日	指針	務指針第6号「国	に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員	日以降開始する
		立大学法人等の財	会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の	事業年度
		務諸表に関する監	取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しました	
		査上の取扱い及び	のでお知らせします。	
		監査報告書の文	今回の改正は、監査報告書の文例に記載している「その他の記	
		例」の改正につい	載内容」について、その対象範囲を整理し明確にするため、検討	
		て」の公表につい	を行ったものです。	
		て	本改正は、2022 年4月1日以後開始する事業年度に係る監査	
			から適用されます。	
2023年	実 務	「公会計委員会実	日本公認会計士協会 (公会計委員会) は、2023 年3月 16日	2022年4月1
3月20日	指針	務指針第8号「地	に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員	日以降開始する
		方独立行政法人の	会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上	事業年度
		財務諸表に関する	の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しまし	

		監査上の取扱い及	ちのでも切らせします	
			たのでお知らせします。	
		び監査報告書の文	今回の改正は、監査報告書の文例に記載している「その他の記載する」について、その対象符冊を教理し四次にするため、徐寺	
		例」の改正につい	載内容」について、その対象範囲を整理し明確にするため、検討	
		て」の公表につい	を行ったものです。	
		て	本改正は、2022 年4月1日以後開始する事業年度に係る監査	
			から適用されます。	
2023年	委員	品質管理基準報告	日本公認会計士協会(監査・保証基準委員会)では、2023	-
3月20日	会 報	書第1号等の改正	年3月16日に開催した常務理事会の承認を受けて、以下の財務	
	告	及び倫理規則の改	報告内部統制監査基準報告書、四半期レビュー基準報告書、保証	
		正に伴う財務報告	業務実務指針及び専門業務実務指針の改正を公表いたしました	
		内部統制監査基準	のでお知らせいたします。	
		報告書、四半期レ	本改正は、2022年6月の品質管理基準報告書第1号「監査事	
		ビュー基準報告	務所における品質管理」の改正、品質管理基準報告書第2号「監	
		書、保証業務実務	査業務に係る審査」の公表及び監査基準報告書 220「監査業務	
		指針及び専門業務	における品質管理」の改正(以下合わせて「品質管理基準報告書	
		実務指針の改正の	第1号等の改正という。) 並びに 2022 年7月の倫理規則の改正	
		公表について	に伴い、所要の見直しを行ったものです。	
2023年	公 開	「監査基準報告書	日本公認会計士協会(監査・保証基準委員会)では、2022	意見募集期限
3月20日	草案	300 実務ガイダ	年6月の品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管	2023年
		ンス第1号「監査	理」の改正、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」	4月21日
		ツール(実務ガイ	の公表及び監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」	
		ダンス)」の改正」	の改正(以下合わせて「品質管理基準報告書第1号等の改正」と	
		(公開草案)の公	いう。)並びに 2022 年7月の倫理規則の改正に伴い、所要の見	
		表について	直しを行ってまいりました。	
			このたび、監査基準報告書 300 実務ガイダンス第1号「監査	
			ツール(実務ガイダンス)」について所要の見直しを行いました	
			ので、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしま	
			した。	
2022年	委員	「倫理規則」の改	2022 年7月 29 日付けでお知らせしましたとおり、2022	-
10月31日	会 報	正について	年7月25日に開催された第56回定期総会において倫理規則の	
	告		改正(以下「改正倫理規則」という。)が承認されました。本改	
			正に当たっては、改正倫理規則で参照している「監査基準委員会	
			報告書」や「品質管理基準委員会報告書」などの報告書の名称変	
			更等が予定されていたため、定期総会においては、当該名称変更	
			等を反映した上で、確定版を公表することとしておりました。こ	
			のたび、名称変更等(注)を反映した確定版を公表いたしますの	
	<u> </u>			

で、お知らせいたします。

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

令和 4 年公認会計士法等改正に伴う有価証券上場規程の一部改正について

株式会社東京証券取引所は、有価証券上場規程の一部改正を行いました(令和5年4月1日から施行)。

今回の改正は、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」(令和4年法律第41号)の施行に伴い、日本公認会計士協会の自主規制として運営されてきた「上場会社監査事務所登録制度」が、公認会計士法に基づく「上場会社等監査人登録制度」に見直されることを踏まえ、所要の改正を行ったものです。

現在、上場会社の企業行動規範においては、上場会社監査事務所等による監査を受けるものとしていますが、 同一の趣旨の精度が法令により定められることを受けて、この規定は削除されます。また、上場審査基準におい ては、現在、上場会社監査事務所等であることに加え、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた公認会 計士又は監査法人による監査等を受けるものとしていますが、改正後においても、引き続き、上場会社等監査人 名簿に登録を受けていることに加えて、同協会の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人による監査 等を求めることとなります。

有価証券上場規程の位置改正新旧対照表

新	IΘ
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の
意義は、当該各号に定めるところによる。	意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)~(50) (略)	(1)~(50) (略)
(削る)	(50)の2 上場会社監査事務所 日本公認会計士
	協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社
	監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいう。
(51)~(75)の12 (略)	(51)~(75)の12 (略)
(75)の13 登録上場会社等監査人 公認会計士	(新設)
法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社	
等監査人をいう。	
<u>(75)の14</u> (略)	<u>(75)の13</u> (略)
<u>(75)の15</u> (略)	<u>(75)の14</u> (略)
(76)~(96) (略)	(76)~(96) (略)

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるスタンダード市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7)登録上場会社等監査人による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る)(当取引所が適当でないと認める者を除く。)による法第193条の2に規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

$(8) \sim (13)$ (略)

第217条 内国株券に係る第219条に定めるグロース市場の上場審査は、次の各号に適合するもの(第205条第10号a及びcに掲げる内国株券の新規上場申請が同時に行われた場合における、当該cに掲げる内国株券の上場審査については、第1号並びに第2号a及びbに代えて第205条第1号並びに第2号a及びbに適合するもの)を対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6)登録上場会社等監査人による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)(当取引所が適当でないと認める者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券に係る第207条に定めるスタンダード市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)~(6) (略)

(7) 上場会社監査事務所による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)を含む。)(当取引所が適当でないと認める者を除く。)の法第193条の2に規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

 $(8) \sim (13)$ (略)

第217条 内国株券に係る第219条に定めるグロース市場の上場審査は、次の各号に適合するもの(第205条第10号a及びcに掲げる内国株券の新規上場申請が同時に行われた場合における、当該cに掲げる内国株券の上場審査については、第1号並びに第2号a及びbに代えて第205条第1号並びに第2号a及びbに適合するもの)を対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)~(5) (略)

(6) 上場会社監査事務所による監査

前条第2項に定める「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監查事務所(日本公認会計士協会の上場会社監查事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監查事務所(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)を含む。)(当取引所が適当でない

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

と認める者を除く。) による法第 193 条の2の規定に 準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けてい ること。

(7) (略)

(略)

(7)

(削る)

第441条の3 上場国内会社は、上場会社監査事務所 (日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度 に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務 所を含む。) の監査を受けているものとする。

(上場会社監査事務所等による監査)

付 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階 Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703